

書面の電磁的方法による交付等に係る規程

第1条（目的）

この規定は、株式会社たまるアセットマネジメント（以下、「当社」といいます。）の投資顧問（助言）契約に関して、当社が顧客に交付すべき書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を利用する方法（以下、「電磁的方法」といいます。）により提供する場合における方法（以下、「電磁的交付」といいます。）について定めることを目的とします。

第2条（書面の種類）

顧客が電子的交付を利用できる書面は、金融商品取引法その他の関係法令により電子的交付等が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面とします。

- (1) 契約締結時書面
- (2) 契約締結前書面
- (3) 契約締結前書面、契約締結時書面における契約変更に係る書面
- (4) 上記各号の他、各種お知らせ等当社が定める書面

第3条（電磁的方法による交付方法等）

本規定により定められた当社が行う電子的交付とは、当社ホームページ上又は電子メールによる送付の方法（金融商品取引業等に関する内閣府令第56条第1項第1号イ、ロ、ハ、ニの各方法）とします。

尚、PDF形式にてご覧頂くため、顧客にはあらかじめアドビシステムズ社より配布されている「Acrobat Reader」を使用する事に同意して頂きます。

第4条（確認事項）

顧客は、次の各号について確認を行うものとします。

- (1) 電子的交付を受けるため、閲覧ファイルを閲覧できる環境であること。
- (2) 閲覧ファイルを出力し、書面の作成が可能であること（プリンタ等を保有し、印刷が可能であること）。
- (3) 電子的交付を受けるに際し利用する電子計算機が、当社が必要と定める環境（OS、閲覧用アプリケーションのインストール等）に合致していること。

第5条（免責事項）

当社は、次の事由により顧客及び第三者に生じた損害について、その責めを負わないものとします。

- (1)何かしらの事由により電磁的交付のサービスの全て又は一部の提供が不可能となった場合
- (2)通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等、又は受領した情報の誤謬、停滞、省略及び中断並びにシステム障害等
- (3)顧客のID及びパスワード等（以下、「認証番号」といいます。）を顧客ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に届け出られている認識番号と一致することを当社が確認して本人認証が行われた電磁的交付のサービスの利用により生じた障害
- (4)ファイルの保存、実行、削除、印刷等、顧客の使用に係る電子計算機に生じたあらゆる不具合等
- (5)法令の変更、監督官庁の指示、又はその他の必要な事態が発生した時に、当社が書面の電磁的交付に代えて、既に電磁的交付を受けた書面も含めて、紙媒体による交付等を受けること

第6条（変更）

本規定は、金融商品取引法その他の寒冷法令等の変更、監督官庁からの指示、その他必要が生じたときは、変更される場合があります、電磁的方法による交付ではなく、紙媒体による交付等を行う場合があります。

発行日 2017年11月20日